

治療と仕事の両立を支援する 特設 Web サイトを開設しました！

- ・愛媛労働局のホームページに「治療と仕事の両立支援」のサイトを開設しました。
- ・サイトには両立支援に関する県下の情報等を掲載しています。

サイトのご案内

- 相談窓口のご案内
- 両立を支援する機関、団体のご案内、活動紹介
- 両立支援に役立つ冊子、パンフレットをダウンロード
- 両立支援関連イベントや施策のご案内
- 両立支援に取り組む企業等のご紹介
- 「愛媛県地域両立支援推進チーム」の活動のご紹介

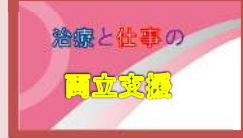


サイトにアクセス

愛媛労働局ホームページへGo

愛媛労働局 検索

トップページのピンクのバナーをクリック



病気でも働き続けたい

仕事をしながら治療ができる社会を目指して

「治療と仕事の両立支援」に取り組みましょう！

治療と仕事の両立支援が求められています

「治療と仕事の両立支援」は、病気を抱える労働者が適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指す取組です。

「がん」と診断された患者のうち、約3分の1が働く世代(20~65歳)です。治療技術の進歩により「不治の病」は「長く付き合う病気」になり、仕事をしながら治療を続けることが可能な時代になっています。

愛媛県下の労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果では、約半数の労働者が何らかの所見を有し(H28年の有所見率50.6%)疾病のリスクを抱えています。

現状、病気を理由に仕事を辞めざるを得ない人や仕事のために治療を断念する人がいます。

県下においても、高齢化率は増加(H29.4現在の65歳以上割合31%)を続けており、労働力の高齢化が進むことが見込まれる中で、事業場において疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想されます。

問「現在の日本の社会では、がんの治療や検査のために2週間に一度程度病院に通う必要がある場合、働きつづけられる環境だと思いますか。」

答「そう思う」9.8%
 「どちらかといえばそう思う」18.1% **そう思う(小計)27.9%**
 「どちらかといえばそう思わない」35.2%
 「そう思わない」29.3% **そう思わない(小計)64.5%**
 (「がん対策に関する世論調査」(H29.1内閣府))

「愛媛県地域両立支援推進チーム」を設置しました！

県下の両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図るため、県内の関係機関等による「愛媛県地域両立支援推進チーム」を設置しました。

県下の治療と仕事の両立を、推進チーム一丸となって支援します。

設置目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、愛媛県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

推進チームメンバー

(関係団体名等：五十音順)

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 愛媛県 経済労働部産業雇用局 労政雇用課 | 愛媛県 保健福祉部健康衛生局 健康増進課 |
| 愛媛県 公営企業管理局 県立病院課 | 一般社団法人 愛媛県医師会 |
| 愛媛県経営者協会 | 愛媛県社会保険労務士会 |
| 愛媛県商工会議所連合会 | 国立大学法人 愛媛大学 医学部附属病院 |
| 公益社団法人 愛媛労働基準協会 | 愛媛労働局 雇用環境・均等室 |
| 愛媛労働局 職業安定部 | 独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター |
| 公益社団法人 日本医療社会福祉協会 | 特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会 |
| 一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 | 日本労働組合総連合会 愛媛県連合会 |
| 独立行政法人 労働者健康安全機構 愛媛産業保健総合支援センター | |
| 独立行政法人 労働者健康安全機構 愛媛労災病院 | |

「愛媛県地域両立支援推進チーム」事務局 お問い合わせは
 愛媛労働局 労働基準部 健康安全課 (089) 935-5204 まで

R2.7

治療と仕事の両立支援の取り組み方

環境整備

- 支援体制を整備するため、次の事項を行いましょ。 -

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など

個別の両立支援の進め方

主治医に勤務状況を提供
 就労継続の可否等の意見
 労働者が事業者へ申出
 就業上の措置等の決定
 および両立支援プランの作成



「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を活用しましょう。

治療と仕事の両立のための

愛媛県内の相談窓口

愛媛県下の治療と仕事の両立支援に関する相談窓口を紹介します。相談等は全て無料です。

【 】は相談対象者を示しています。相談日は祝祭日、年末年始等を除きます。H29.8 現在

【事業者 労働者 患者 患者家族】

- ・治療と仕事の両立や職場復帰において生じる不安や問題に治療と就労コーディネーター（看護師、メディカルソーシャルワーカー）が対応します。
- ・がん、糖尿病、整形外科疾患、不妊症治療等の相談をお受けします。

愛媛労災病院 治療と就労相談窓口

電話 0897-33-6191（代表）
場所 新居浜市南小松原町13-27

相談日時 面談：月～金 9:00～16:00（要予約）
電話：月～金 8:15～17:00

<http://www.ehimeh.johas.go.jp/>

【がん患者 患者家族 事業者 一般の方 医療関係者】

がん患者さんやご家族の方が抱える様々な不安や悩みについて相談員（看護師や医療ソーシャルワーカー）がお話を伺い、解決へのお手伝いをします。仕事と治療の両立の相談もお伺いします。

四国がんセンター がん相談支援センター

電話 089-999-1114
場所 松山市南梅本町甲160番
四国がんセンター2階 がん相談支援センター

相談日時 面談：電話相談 月～金 8:30～17:15
（予約不要 予約も可能です）

<https://shikoku-cc.hosp.go.jp/hospital/support/consultation/>

県下のがん相談支援センターの窓口（上記以外）

- ・住友別子病院（新居浜市）0897-37-7133
 - ・済生会今治病院（今治市）0898-47-6048
 - ・愛媛大学医学部附属病院（東温市）089-960-5918
 - ・松山赤十字病院（松山市）089-926-9516
 - ・愛媛県立中央病院（松山市）089-987-6270
 - ・市立宇和島病院（宇和島市）0895-25-1111
 - ・四国中央病院（四国中央市）0896-58-2118
 - ・HITO病院（四国中央市）0896-29-5320
 - ・十全総合病院（新居浜市）0897-33-1818
 - ・済生会西条病院（西条市）0897-55-5392
 - ・松山市民病院（松山市）089-913-0081
 - ・済生会松山病院（松山市）089-951-6111
 - ・市立八幡浜総合病院（八幡浜市）0894-24-2568
- 相談日時等は各医療機関にお問合せください。

ハローワーク松山 長期療養者職業相談窓口

【事業者 労働者 患者等】

肝疾患およびその他の様々な疾患の治療と仕事の両立、経済的支援のための申請等について、社会保険労務士、両立支援コーディネーターがご相談をお受けします。

愛媛大学医学部附属病院 相談窓口

*ご利用は以下へ申し込みください。

相談日時 【総合診療サポートセンター】
日時：平日9時～17時
TEL：089-960-5261
【肝疾患診療相談センター】
日時：平日9時～16時
社会保険労務士への相談は水曜日9時～15時
*要予約 TEL：089-960-5955

<http://www.m.ehime-u.ac.jp/hospital/liver>

【事業者 労働者 患者 患者家族】

愛媛産業保健総合支援センターの両立支援促進員（特定社会保険労務士）が、治療と仕事の両立や復職等に向けて就業上の困り事等の相談をお受けします。

就労相談

- ・四国がんセンター
電話 089-999-1209
患者・家族総合支援センター 暖だん
相談日時 毎月第1金曜日・第3水曜日
10時～13時（要予約）
- ・県立中央病院
電話 089-947-1111（代）
総合患者相談窓口
相談日時 平日9時～17時 随時相談（要予約）

【患者】

ハローワークの就労支援ナビゲーターが就職・再就職に向けた相談をお受けします。

就職相談窓口

- ・四国がんセンター（松山市）089-999-1209
- ・松山市民病院（松山市）089-943-1151
- ・愛媛労災病院（新居浜市）0897-33-6191
- ・住友別子病院（新居浜市）0897-37-7139

相談日時等は管轄のハローワークまでお問合せください。

【労働者】長期にわたる療養をしながら働きたいという方へのお仕事探しをサポートします。

電話 089-917-8618

相談日時 面談：月～金 8:30～17:15
（予約不要 予約も可能です）

【事業者 労働者】

産業保健相談員（保健師、カウンセラー）が、治療と仕事の両立支援やそれに関連したご相談に応じます。

愛媛産業保健総合支援センター 相談窓口

電話 089-915-1911
場所 松山市千舟町4-5-4

相談日時 面談：毎月第1・3水曜日 9:00～12:00
（両立支援/カウンセリング）
面談：毎月第2・4水曜日 13:00～16:00
原則予約（両立支援/産業保健指導、産業看）

<http://www.ehime.johas.go.jp/ryouritsushien/>

【事業者 労働者】

両立支援に関するトラブル等の職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野の相談をお受けします。

愛媛労働局管内 総合労働相談コーナー

- ・愛媛労働局総合労働相談コーナー（愛媛労働局内）
電話 089-935-5208
- ・松山総合労働相談コーナー（松山監督署内）
電話 089-927-5150
- ・新居浜総合労働相談コーナー（新居浜監督署内）
電話 0897-37-0151
- ・今治総合労働相談コーナー（今治監督署内）
電話 0898-32-4560
- ・八幡浜総合労働相談コーナー（八幡浜監督署内）
電話 0894-22-1750
- ・宇和島総合労働相談コーナー（宇和島監督署内）
電話 0895-22-4655

相談日時 面談：電話相談 月～金 9:00～17:00
（予約不要 予約も可能です）

【事業者 労働者】 労働問題全般の相談をお受けします

松山中小企業労働相談所

電話 089-909-8760
場所 愛媛県中予地方局商工観光室内

相談日時 面談・電話相談：月～金 8:30～17:15
社会保険労務士による相談：
毎月第1・3金曜日 10:00～15:00（要予約）

相談所は、西条、今治、八幡浜、宇和島にもあります。
<http://www.pref.ehime.jp/h30500/4422/index.html>

キャリアコンサルタント

治療と仕事の両立等に関する悩み等を感じている就労者や求職者、事業者等に対し、キャリアコンサルティング等の相談をメールで行っています。

E-mail soudan@career-cc.org
（NPO法人キャリアコンサルティング協議会）

HP <http://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php>
（NPO法人日本キャリア開発協会）

【事業者】

両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援相談、制度導入、管理者等教育等の支援を行います。（個別訪問支援）
個別労働者の健康管理の助言、両立支援プラン作成助言等の支援を行います。（個別調整支援）

愛媛産業保健総合支援センター 個別訪問支援・個別調整支援

電話 089-915-1911
FAX 089-915-1922

申込方法 ホームページから「利用申込書」を入手し
FAX等で提出して下さい。

http://www.ehime.johas.go.jp/pdf/h28_ryouritsushien.pdf

【事業者 労働者】

労働条件、休暇制度、勤務制度の整備等に関する相談をお受けします。

愛媛県社会保険労務士会

電話 089-907-4868
場所 松山市萱町4丁目6-3

相談日時 電話相談：月～金 11:00～14:00
面談：要予約

<http://www.ehime-sr.or.jp/>

【事業者】

助成金

- ・環境整備コース（事業者が、両立支援環境整備計画を作成し、計画に基づき新たに両立支援制度を導入し、かつ、両立支援コーディネーターの配置を行った場合の助成）
- ・制度活用コース（事業者が、両立支援制度活用計画を作成し、計画に基づき両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した場合の助成）

独立行政法人労働者健康安全機構

<https://www.johas.go.jp>

ナビダイヤル 0570-783046
受付時間：9時～12時/13時～18時（土日祝日を除く）

主にメンタル相談を、面談、電話で行っています。

日本産業カウンセラー協会

089-968-2800
E-mail shikoku@counselor.or.jp
相談日時 月～金 9:00～17:00

愛媛労働基準協会

本部、各支部で労働安全衛生法、労働基準法関係の相談や相談先紹介を面談、電話、メールで行っています。

電話 089-921-7033
相談日時 月～金 8:30～17:00
<http://ehimerouki.jp>

愛媛 “治療 + 仕事 = 両立” 企業宣言

「治療と仕事の両立支援」対策の取組をスタートしましょう！
愛媛労働局内「治療と仕事の両立支援特設サイト」に
貴社の「宣言」を掲載します。



「治療と仕事の両立支援」は病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指す「働き方改革実行計画」に基づく取組です。

この取組における企業での環境整備の第一歩は「事業者による基本方針等の表明」です。貴社の「基本方針等の表明」を「宣言書」にして応募し、「愛媛“治療 + 仕事 = 両立”宣言企業」としてアピールしてみませんか。

「推進チーム」で必要な支援を行います。取り組む意欲が大切です。

【応募のメリット】

- ・会社全体で取り組みを推進する動機付けとなるとともに、従業員のモチベーションの向上が期待できます。
- ・広く企業方針等をアピールできます。
- ・県下の治療と仕事の両立支援の進展、機運醸成等に貢献できます。
- ・希望により愛媛県地域両立支援推進チーム(以下「推進チーム」という。)のメンバーが行う支援(取組方法や教育、個別事案の調整方法、相談等に個別訪問での支援、個別事案の調整支援等)のメニューを提示し、支援を行います。
- ・推進チームのメンバー等が主催する両立支援関係のイベント等のご案内をします。
- ・「治療と仕事の両立支援」イメージキャラクター“ちりょうさ”ピンバッチを進呈します。

【応募の流れ】

Step1

- ・取組実施を決定する
- ・社内で取組メニューを検討する

Step2

- ・宣言書・応募票をHPからダウンロードする
- ・宣言書・応募票を作成する

Step3

- ・応募先に所定の方法で応募する(応募要領参照)

Step4

- ・貴社の宣言書がホームページに掲載
- ・宣言企業に支援やイベント情報等を提供

治療と仕事の両立を支援する特設サイトのご案内

特設サイトへアクセス

愛媛労働局

検索

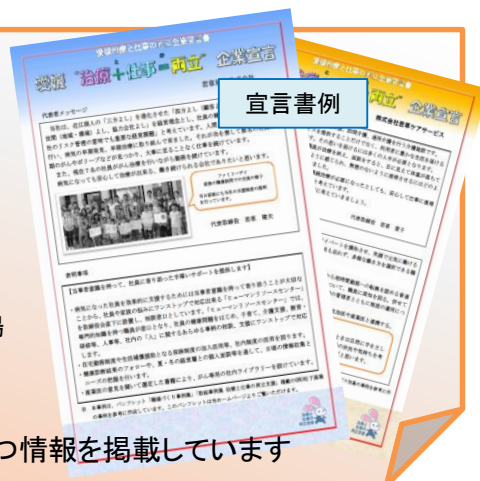
治療と仕事の
両立支援

トップページ下段の
バナーをクリック

愛媛 “治療 + 仕事 = 両立” 企業宣言

宣言企業サイトへ入場
様式、応募要領、記載
要領、記載例等掲載

特設サイトには相談窓口、イベント案内、冊子紹介等両立支援に役立つ情報を掲載しています

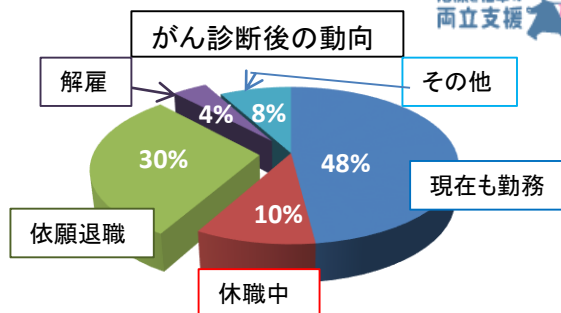
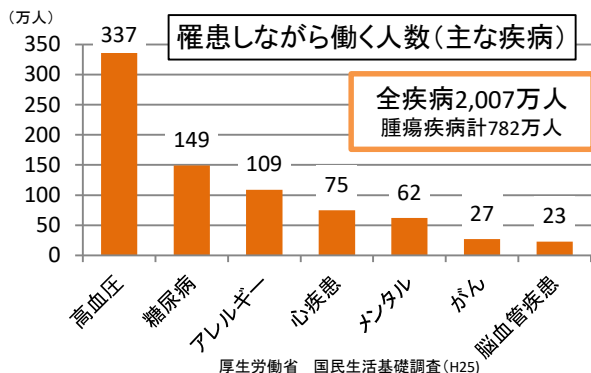


治療と仕事の両立支援の必要性と意義

なぜ今「治療と仕事の両立支援」が必要とされ、どのような意義があるのか「3つのポイント」を説明します。それぞれの事業場の状況と照らし合わせてみてください。

Point 1

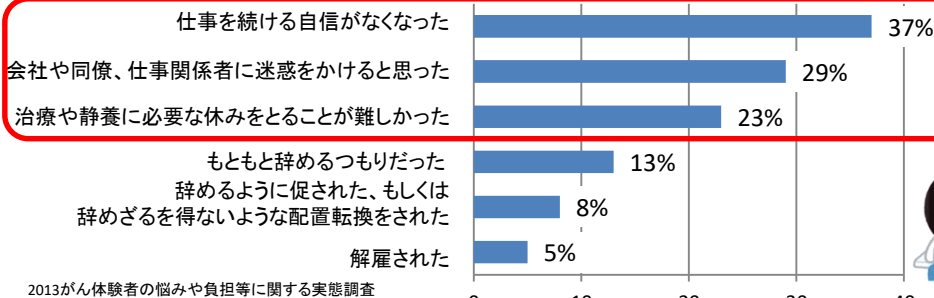
日本の労働人口の約3人に1人が疾病を抱えながら働いています。がんの場合、診断後に離職する人は約34%います。



Point 2

治療技術の進歩により、仕事をしながら治療を続けることが可能な時代になっています。一方、治療を続けながら働き続けるための制度や社内理解が「不十分」な状況です。

がん患者の離職理由



Point 3

治療と仕事の両立を支援することは、労働者や事業者、医療関係者、社会にとって大きな意義があります。

労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、希望すれば疾病を増悪させることがないよう、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。これにより

- ・働くことにより収入を得て、生きがいや社会への貢献を感じられる。
- ・安心感やモチベーションが向上する。



事業者にとっての意義

- ・疾病による従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となる。
- ・従業員のモチベーションの向上から、労働生産性の維持・向上にもつながる。
- ・多様な人材の活用による組織や事業の活性化が期待できる。



医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。



社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。



愛媛県地域両立支援推進チーム

お問合せ先

愛媛県地域両立支援推進チーム 事務局 (愛媛労働局 労働基準部 健康安全課)

TEL 089 - 935 - 5204 Fax 089 - 935 - 5247

2018.9